# 「子どもの権利に関する行動計画」平成28年度実施状況について

#### 1 評価の方法

評価にあたっては、事業を主体的に実施する担当課が、目標の達成度の状況等について 自己評価を行いました。

#### 【評価ランク】

A:計画どおり進捗した

B:目標に近く、概ね進捗した

C:目標には届かないが、進捗している

D:停滞・事業の未実施

E:事業終了

### 2 評価の総括

全24事業のうち、A評価が18事業(75%)、B評価が5事業(21%)、D評価が 1事業(4%)となりました。A・B評価の事業は、全体の96%を占め、全体としての 進捗状況は良好であったと考えられます。

今回の評価・検証をもとに、事業を一層充実させるとともに、市民のニーズを考慮しな がら事業運営を図っていくことが求められます。

基本施策	市光米	評価ランク							
基本他 <b>宋</b>	事業数	Α	В	С	D	E			
(1)子どもの権利に関する啓発活動	3	2	0	0	1	0			
(2)子どもの居場所づくり	4	3	1	0	0	0			
(3)子どもの貧困対策	5	4	1	0	0	0			
(4)子どもの虐待防止と救済	3	3	0	0	0	0			
(5)いじめ・体罰の防止と救済	5	4	1	0	0	0			
(6)子どもの面会交流	2	0	2	0	0	0			
(7)子どもの権利侵害からの救済	2	2	0	0	0	0			
合 計	2 4	1 8	5	0	1	0			

(参考) 平成27年度評価

17 6 1 0

0

# 3 各事業の評価及び実施状況

# 基本施策(1)子どもの権利に関する啓発活動

No.	事業・取組名	事業・取組内容	所管課	【参考】 平成27年度実績	平成28年度実績	評価区分	成果	課題・今後の取組
1		子どもの権利について、子どもや 大人が理解を深めるために、普及用 リーフレットを作成・配布します。 作成にあたっては、年齢や発達に応 じて内容が理解できるよう配慮しま す。	子育て支援課	<ul> <li>リーフレット作成 子ども用 4,000部 大人用 9,000部</li> <li>リーフレット配布 子ども用:市内小学4~6年生へ 大人用:市内中学・高校1~3年</li> <li>生へ ※その他、本庁舎、各支所、公 民館、図書館、社会福祉協議会に て配布</li> </ul>	平成27年に作成したリーフレット を本庁舎、各支所で配布しまし た。			現状では、子どもの権利に関する 理解を深めるというまでには至っ ていない状況であるため、学習会 等の積極的な周知・啓発を図りま す。
2	子どもの権利に関する講演会の開催	子どもの権利に関して見識のある 人を講師に招いて講演会を実施しま す。講演会については、年1回程度 の実施を予定しています。	子育て支援課	講演会未開催 ※5月開催の「子どもの権利救済 委員会」にて、今後の方向性について協議・検討	未実施	D	-	目的、内容、実施規模、対象者の 範囲等について、検討します。
		子ども自身による子どもの権利に 関する学習を支援するために、ホームページなどで子どもの権利に関す る情報を提供します。	子育て支援課	市ホームページにて情報提供を行いました。	市ホームページにて情報提供を行いました。			市ホームページのみでなく、ポータルサイトや広報などによる積極的に情報を提供していきます。
3		ではないでは、人権に関する意 学校においては、人権に関する意 識の向上を図るため、子どもの権利 をはじめとする人権全般について学 習を推進しています。		権全般について指導者として必要な資質・能力の向上を図りました。 ・直接的指導としては、小6・中3の社会科において、人権意識の高揚を図る授業の展開が行われています。	の社会科において、人権意識の高 揚を図る授業の展開が行われてい ます。 ・道徳や学級活動の時間における 人権教育も推進しており、人権週	Α	・子どもの権利条約に関する理解が深まってきています。 ・人権週間の実施により、人権全般に関する理解も深まり、相互の人権を尊重した行動がとれる児童生徒が増えてきています。	もに、新たな人権問題等について も学習機会を設け、児童生徒に人 権の大切さや異なる価値観を寛容

### 基本施策(2)子どもの居場所づくり

No.	事業・取組名	事業・取組内容	所管課	【参考】 平成27年度実績	平成28年度実績	評価区分	成果	課題・今後の取組
4	要支援児童の居場所づくり	養育放棄(ネグレクト)などの状況にある要支援児童に、放課後その地域において、なる大人とのふれあいや交流を図りながうなが名の補完と子ども世代間連鎖を防ぐために、要支援児童放課後応援事業を実施しています。現在、NPO法人に事業を委託し、市内1か所で実施しています。	子育て支援課	利用人数 10人 (小学生7人、中学生3人) 述べ利用日数 714日 支援内容 ①基本的な生活習慣の習得 ②望ましい食習慣の習得	実施箇所数 1か所 利用人数 21名 (小学生12名 中学生9名) 延代利用日数 1,004日 支援内本的な生活習慣の習得 ②望ましい食習習有 ③宿題等の学習支援 ④保護者の養育相談・悩み相 ⑤居場所と対象家庭等及び 学校の他養護に欠けるものを 補うための支援		生活習慣の習得や学習支援、食事の提供等を行っており、家庭生活の構完とという点で重要な役目を果たしています。子どもたちらにも明るさや積極性が見渡者の就がつます。 なり、その変化が保護者の就がつながっています。	なりがちになってしまいます。 個々に必要とする支援が異なるので、それをと見極め対応すること。 また、児童に関わる大人(指導 員)の質、力量を高めていくこと
5	不登校児童・生徒 の居場所づくり	不登校及び不登校傾向にある児童 生徒の精神安定や自立を促し導・ 生徒の精神安定や図るには導・ を図るための指導教室 2 か所としいます。 また、音では、一個では、 は体験を付いるとして、 は体験をはじめとする様々な改善 きたが、不登校児童生徒に対し、 に対し、 に対し、 に対し、 に対し、 に対し、 に対し、 に対し、	学校教育課	・通室児童生徒への支援、指導 ・発達障害等の課題を有し通室が 適当と思われる児童生徒への支援 ・児童生徒及び保護者等へのカウ ンセリング ・児童生徒が在籍する学校との一 層の連携の強化	・通室児童生徒への支援、指導 ・発達障害等の課題を有し通室が 適当と思われる児童生徒への支援 ・児童生徒及び保護者等へのカウ ンセリング ・児童生徒が在籍する学校との一 層の連携の強化		不登校出現率 小学校 0.33% 中学校 3.78% (※不登校出現率の小学校での現 状維持及び中学校での減少)	・支援を担当する職員の勤務の在 り方の検討 ・教育相談を行うカウンセラーの 増員と常勤職としての採用 ・医療機関との充分な連携に向け た体制作り ・以上を総合的に捉える中での保 護者、家庭への支援
6	放課後児童健全育成事業	児童福祉法の規定に基できた。 家庭に保護者のいない、学校の規定に基づ学校の規定に基づ学校の規定を対象に、、には受強を対象に、を見望を見るができた。 終了がを開設し、保護者で組織ので組織する。 また、近年は民設民民営のクラブを開設し、保護者関係である。 また、にいまの質のでは、近年は大いなの質のでは、 は、近年は大いなが、は、 は、近年は大いなのででは、 は、近年は大いなのででは、 は、近年は大いなのででは、 は、近年は大いない。 は、近年は大いない。 は、近年は大いない。 は、では、 は、では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	保育課		施設数 39か所 利用人数 1,594人		備しました。	まっていますが、施設整備が追い つかず、小学校6年生まで受入れ
7	地域における安全 で楽しい子どもの 居場所づくり	部活動、スポーツ少年団活動、公 民館・博物館・田舎ランド鴫内等の 体験教室などで、子どもの居場所づ くりを推進します。	学校教育課 生涯学習課	部活動・スポーツ少年団指導者研修会を年間2回開催し、子どもの健全な発育発達に向けての講習を行いました。	部活動・スポーツ少年団指導者研修会を年間2回開催し、子どもの健全な発育発達に向けての講習を行いました。	Δ	た。今回は、子どものメンタルを 意識した指導法についての研修で 好評でした。	保護者会関係の参加者は増えてきていますが、直接の指導者の参加についてはまだ課題が残ります。 積極的に参加して頂けるよう根気強く周知していきます。

# 基本施策(3)子どもの貧困対策

No.	事業・取組名	事業・取組内容	所管課	【参考】 平成27年度実績	平成28年度実績	評価区分	成果	課題・今後の取組	
8	学校教育における 学力の保障	学校教育においては、家庭環境に左右されず、子どもの学力が保障されなければなりません。	学校教育課	ては、昼休みや放課後の時間を利 用した補習的な取り組み等を各学 校で実施しています。	学力が上がらない児童生徒に対しては、昼休みや放課後の時間を利用した補習的な取り組み等を各学校で実施しています。 また、日々の授業において指導方法の工夫・改善に努めています。	В			
		子どもの貧困対策については、早期 の段階で生活支援や福祉制度につな げることが重要となってきます。	子育て支援課	教育委員会や学校と連携を図りながら、保護者等からの相談に応じて各種支援制度を紹介しました。	教育委員会や学校と連携を図りながら、保護者等からの相談に応じて各種支援制度を紹介しました。		各種支援制度につなげることで、 子どもの生活環境の整備が図れま した。	今後も教育委員会や社会福祉部門 と連携を図ります。	
9	福祉部門と教育委 員会の連携強化		学校教育課	平成27年6月からSSW r を配置し、学校からの依頼により、経済的に困窮している家庭について保護者とSSW r が面談し、必要に応じて福祉部門と連携しながら支援に当たりました。	護者とSSWrが面談し、必要に		SSWrが介入し環境整備を行うことで、不登校の児童生徒が登校できるようになったり、高校へ進学できるようになったりするケースがあるなど、さまざまな方法で家庭・子供を支援することができました。	ター、福祉部門と連携しながら取	
10	地域における学習支援	生活困窮家庭の子どもの学力向上を 図るために、放課後や休日における 学習支援に努めます。そのために は、地域による学習支援等の一層の 促進・充実を図ります。	図るために、放課後や休日における 学習支援に努めます。そのために は、地域による学習支援等の一層の	社会福祉課	・申込97名 ・中学3年生は全員進学	・申込73名 ・中学3年生(25人)は全員進学		生活困窮者の世帯では自宅で学習時間を確保することが困難な場合が多く見受けられます。このため、週2回の学習時間を確保することにより、成績・学習意欲の向上や学習習慣、受験対策に一定の成果がありました。	
	又按		子育て支援課	実施箇所数 1か所 利用人数 10人 (小学生7人、中学生3人)	実施箇所数 1か所 利用人数 21名 (小学生12人 中学生9人) 延ペ利用日数 1,004日		育児放棄 (ネグレクト) 等の状況 にある要支援児童に対し、宿題等 の学習支援を行っており、徐々に 学習する習慣が身につき、学校生 活においての自信にもつながって います。	内容を検討しながら、学習する習慣が身についていくよう、引き続き、支援を行っていきます。	
11	就学援助	経済的理由により、学就困難と認められる児童・生徒及び特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対し、学品品費等を支給し援助を行っています。	学校教育課	認定件数844件 (小学校492件、中学校352件)	学校389件)		経済的理由による就学環境の悪化で、不登校となる児童生徒や、学習意欲が損なわれる児童生徒の未然防止に成果がありました。	難な児童生徒の就学意欲の向上を	
12	奨学金貸与事業	能力があるにもかかわらず、経済的 理由により、高校、大学に修学する ことが困難な者に対し学資を貸し付 け、広く人材を育成するための事業 です。	教育総務課	○給付 ・応募16人 ・決定9人(大8、短1) ○貸与(第2人 ・決定23人(高2、大16、短1、 専4) ○貸与(海外) ・応募1人 ・決定1人(大1)	○給付(国内:一般枠) ・応募7人 ・決定6人(大5、短1) ○給付(国内:医療系枠) ・応募5人 ・決定3人(大3) ○貸与に国内) ・応募29人 ・決定25人(高3、大20、短1、専1) ○貸与(海外) ・応募1人 ・決定1人(大1)		貸与ともに予定していた定員を上回る応募があったことから、本制度の需要は高く、市民に対しても広く周知できました。	・海外給付は、2年続けて応募がない状況にあります。 ・滞納者が一定数存在します。 今後の取組 ・海外給付について、応募要件を 再検討します。	

# 基本施策(4)子どもの虐待防止と救済

No.	事業・取組名	事業・取組内容	所管課	【参考】 平成27年度実績	平成28年度実績	評価区分	成果	課題・今後の取組
13	要保護児童対策地域協議会(児童虐	児童虐待の禁止・予防・早期発見・ 早期対応などを図るため、地域の関 係機関・団体の代表者で構成される よう保護時王対策地域協議会を設置 し、関係機関が連携を図りながら児 童虐待防止対策を推進し強化しま す。	子育て支援課	・代表者会議 1回 ・実務者研修 1 回 ・実務者定例会議 12回 ・ケースとしてあがった件数 175件 ・個別ケース検討会議 71件	・代表者会議 1回 ・実務者会議 12回 ・ケースとしてあがった件数 174 件 ・個別ケース検討会議 41回 ・実務担当者研修会 1回 ・市内の小中学生に相談カード を配布			必要性と内容の複雑化・重篤化に より、それぞれのケースを継続的
14	育児支援家庭訪問	核家族化、地域社会の希薄化が進み、育児に不安やストレスを養育児に不安やストレスを養育児に不安や問題を抱え養強の低下しての場合ので子どもに暴力を振るとが別りりります。 通門家による側の支援があがあるたり、専門家による側の支援が必要軟性のある訪問型の支援が必要と	健康増進課	訪問支援者 ・家庭相談員 5人 ・保健師 17人 訪問家庭数 502件	訪問支援者 ・家庭相談員 6人 ・保健師 18人 訪問家庭数 518件		若年の妊婦、望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を必要とする家庭、親のメンタルに問題がある家庭、虐待のリスクが認められる家庭など、育児支援が必要な家庭を訪問しています。	問題の多様化により、今後もきめ細やかに対応するためには、支援者の量的・質的充実が必要です。
14	事業	なってきまからす。 出産間もない時期から訪問支援する ことで、養育環境の把握ととも的なす。 養育困難な家族に対し、具体的なの支援が図れます。また、新生児・産婦 設問、乳幼児家庭訪問、乳児家庭全 戸訪問とのできます。	子育て支援課				細やかな支援を行うことができました。 保健センターとの同行訪問で育児 支援を実施することにより、育児 不安を軽減することができています。	ていくために、関係機関との連携 を密にしていきます。
		児童虐待に関する通告・相談先は、 児童相談所、福祉事務所、市町村と なっています。保育をの関係機関で をや保健センターなの関係機関で の虐待発見や相談についても関係機関に連絡することになっており、虐	子育て支援課	家庭相談員 5人	家庭相談員 6人		相談体制の強化を図るため、家庭 相談員を1人増員し、6人体制とな りました。関係機関との連絡や情 報交換を適切に行うことで、早期 発見・早期対応につながっていま す。	な対応をしていくため、虐待に関する知識を高め資質の向上を図るとともに、更に関係機関との連携
15		待への対応は、早期発見・早期対応が非常に重要となっています。 本市においても児童虐待に関応でいており電産待に関応にないではり、早期対対でいます。 を歴史の重視を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関がある。 を関係を関がいます。	健康増進課	・乳児全戸訪問事業 1,038人 ・乳幼児健診 4か月児健診 1,054人 10か月児健診 985人 1.6歳児健診 989人 2歳児歯科検診 1,006人 3歳児健診 1,021人 ・育児相談 1,598人	<ul> <li>乳児全戸訪問事業 943人</li> <li>乳幼児健診 964人</li> <li>10か月児健診 991人</li> <li>1.6歳児健診 981人</li> <li>2歳児歯科検診 920人</li> <li>3歳児健診 955人</li> <li>育児相談 1,608人</li> </ul>		・健診等の相談では、子供の成長 発達・育児に関する相談の他、母 親の心の問題、夫婦間の問題な ど、相談内容が多岐にわたってお り、子育て期の母親等、保護者に	な家庭が増加しています。 ・プライバシーに配慮した相談し やすい環境づくりが必要です。 ・健診未受護別に対けにより支援 を継続していきます。 ・母子保健関係機関連携会議を開 催し、連携の充実強化を図ってい

# 基本施策(5)いじめ・体罰の防止と救済

No.	事業・取組名	事業・取組内容	所管課	【参考】 平成27年度実績	平成28年度実績	評価区分	成果	課題・今後の取組
16	那須塩原市いじめ 防止基本方針の策 定	本市におけるいじめ防止対策のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を策定します。		平成27年3月に市いじめ防止基本 方針を策定しました。	平成27年3月に市いじめ防止基本 方針を策定しました。	А	・市の方針に基づき、各学校のいじめ防止基本方針を策定。いじめの対応に当たることができました。 ・市のいじめ防止月間を設定し、市いじめ防止基本方針を周知しま	・今後も平成28年度の取組を継続します。 ・市のいじめ問題の状況を把握し、今後の見直し検討に備えます。
17	問題対策連絡協議	いじめ防止などに関係する機関と連携を図るために、那須塩原市いじめ問題対策連絡協議会を設置します。	学校教育課	置要綱を平成27年4月1日より施行 し、5月に第1回の協議会を開催し	市いじめ問題対策連絡協議会の設置要綱を平成27年4月1日より施行し、7月に第1回の協議会を開催しました。		協議会では、いじめの現状や市の 方針について説明しました。それ について委員から意見を伺うこと ができました。	
18	め防止基本方針の	市内各小中学校において、各学校の実情に応じた学校のいじめ防止などの対策に関する基本的な方針を策定しています。			市いじめ防止基本方針を受け、平成27年4月にすべての学校でいじめ防止基本方針を策定しました。		いじめ防止基本方針に基づき、各 学校でいじめ問題の対策を推進で きました。	地域・学校の状況に合わせて、方針を適宜見直し、実効性のあるものとします。
19	学校におけるいじ めの防止対策	教育活動を通して、いじめの防止に資するよう、その充実に努めます。 学校の児童・生徒、保護者、教職員に対し、いじめを阻止する ことの重要性に関するとかの啓発活動に努めます。 学校においていじめに係る相談を行うことのできる体制の整備に努め	学校教育課	・各学校でいじめ防止に向けた取組を実施しました。例)いじめ防止憲法の制定、いじめ防止のためのピンクリボン運動の推進等。・各学校にスクールカウンセラー等を派遣し、相談体制を整えました。	組を実施しました。 例)いじめ防止のためのピンクリ ボン運動の推進等 ・各学校にスクールカウンセラー 等を派遣し、相談体制を整えまし	А	・いじめの認知件数は、小学校で73件、中学校で12件でした。防止対策に基づきいじめの認知をすることができました。・小中一貫でいじめ問題に当たる学校も増加しました。・方針に基づき、組織的ないじめの対応が各学校で行われました。	
20	いじめ問題再調査 委員会の設置	市長部局に、重大事態への対処及びその防止のため、再調査を行ういじめ問題再調査委員会を設置します。		平成27年3月に条例制定。 平成27年度中は委員会未開催。	平成27年3月に条例制定。 平成28年度中は事案がなかったた め、委員会未開催。	В	委員会が開催されなかったため、 委員委嘱には至らなかったが、委 員候補者の選定を行い、体制を整 備しました。	委員の委嘱に向けた事前協議を進めるとともに、学校教育課との連携を図ります。

# 基本施策(6)子どもの面会交流

No.	事業・取組名	事業・取組内容	所管課	【参考】 平成27年度実績	平成28年度実績	評価区分	成果	課題・今後の取組
21	面会交流・養育費 に関するパンフ レットの配布	面会交流・養育費の分担について 理解を深めてもらうために、パンフ レットなどを配布し普及に努めま す。 さらに、面会交流・養育費に関す る普及を進めるための活動について 充実を図っていきます。	子育て支援課	公益社団法人家庭問題情報センター養育費相談支援センター発育する明まででは、 る明まを変流・養育費の分担に関しるリーストルのでは、 の面会交流・大きな原ででは、 ののでは、 の	の面会交流・養育費の分担に関するリーフレットを窓口に設置し配布。また、那須塩原市ひとり親家庭サポートガイドブックにリーフレットを挟み込み、離婚届や児童	В	リーフレットについて平成26年度 は、窓口や相談者への配布のみで したが、平成27年度からは離婚届 や児童扶養手当手続き等に来庁し た人に配布を行うこととしたな ど、普及活動の拡大を行い、引き 続き普及啓発に努めています。	育費の負担や面会交流の実施には なかなか結びつかない。先進地 (明石市)等の取り組みなどを参 考に普及活動の充実を検討する必
22	面会交流・養育費 に係る相談体制の 充実	面会交流・養育費の分担に関しては、婦人相談として対応します。相談員については研修などを通して資質の向上に努めます。	子育て支援課	相談件数は不明ですが、離婚相談 等の時は養育費などの有無を把握 し、助言指導を行っています。 婦人相談員の養育費等に関する研	件数の把握を行っていないため、 相談件数は不明ですが、離婚相談 等の時は養育費などの有無を把握 し、助言指導を行っています。		相談員は面会交流・養育費に関する研修に積極的に参加し、実際の相談でも適切な助言指導を行っています。	り、相談内容も多様化・複雑化し

# 基本施策(7)子どもの権利侵害からの救済

No.	事業・取組名	事業・取組内容	所管課	【参考】 平成27年度実績	平成28年度実績	評価区分	成果	課題・今後の取組
23	子どもの権利救済	市長の附属機関として、那須塩原市子どもの権利救済委員会を設置します。救済委員には、法曹関係者、児童福祉関係者、教育関係者から各1名を委嘱し、3名で構成します。	子育て支援課	・相談件数…2件 (うち、救済申立件数1件)	平成28年6月1日より任期2年で委員を委嘱し、委員会を設置。	Α	救済の申立てがなかったため、委 員会は開催されなませんでした が、体制整備が図れました。	・関係機関との連携・協働 ・相談・調整活動終了後のモニタ リング
24	相談体制の充実	子どもの権利侵害に係る相談は、 子育て支援課の担当職員が対応する 体制をとり、研修等を通して資質の 向上に努めます。	子育て支援課		足利市で開催された学習会「子ど もオンブズの現状とこれから」に 参加	Α	学習会に参加し、先進自治体の取 組について学ぶことができまし た。	・担当職員の専門性の向上